



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (税務課)	1
採石業務管理者試験の実施 (産業政策課)	1
公安委員会事項	
警備員指導教育責任者講習の実施・2件	2
正 誤	
令和3年8月20日付け公報定期第4960号中訂正	5

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年8月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム令和4年度地方税制改正に伴う法人二税ガス供給業に係る収入金課税改正対応業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 契約の相手方を決定した日 令和4年7月8日
- 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 支店長 古矢隆夫 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 契約金額 49,507,700円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条第1項第2号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定により、第51回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 日時及び場所
 - 日時 令和4年10月14日 (金曜日) 午前10時から午前12時まで
 - 場所
 - 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
 - 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室
 - 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室
- 受験手続 受験願書を令和4年8月29日 (月曜日) から同年9月16日 (金曜日) までに沖縄県商工労働部産業政策課 (那覇市泉崎1丁目2番2号) に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課 (那覇市泉崎1丁目2番2号)、沖縄

県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里43番地の1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikijarisaishugyoumukanri.html>）に掲載する。

4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第115号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月5日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和4年10月26日（水曜日）から同年11月2日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和4年11月2日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】11月2日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和4年10月31日（月曜日）から同年11月2日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和4年11月2日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】11月2日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
- (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和4年8月15日（月曜日）から同月19日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
 - (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

沖縄県公安委員会告示第116号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月5日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和4年10月26日（水曜日）から同年11月1日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和4年11月1日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室（令和4年10月31日及び同年11月1日にあつては、第4教室及び第5教室）
	【考査】11月1日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和4年10月31日（月曜日）及び同年11月1日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和4年11月1日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室及び第5教室
	【考査】11月1日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上

であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和4年8月15日（月曜日）から同月19日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

正 誤

令和3年8月20日付け公報定期第4960号掲載の「沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県教育委員会規則第9号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から4	南風原高等学校普通課郷土文化コース	南風原高等学校普通科郷土文化コース

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--